

青森県報

第四千二百八十九号

平成二十九年
四月十九日
(水曜日)

目次

告 示

- 狩猟免許試験の施行……………(自然保護課) ……一
 - 適性試験及び講習の実施……………(同) ……三
 - 青森県海面漁業調整規則による聴聞の期日における審理の公開……………(水産振興課) ……四
 - 右……………(同) ……四
 - 右……………(同) ……五
 - 右……………(同) ……五
 - 漁船保険付保義務の発生……………(西北地域(県民局)) ……六
 - 右……………(下北地域(県民局)) ……六
- ### 公 告
- 大規模小売店舗の新設に関する届出……………(商工政策課) ……七
 - 大規模小売店舗の変更の届出……………(同) ……八
 - 建設業者の許可の取消し……………(中南地域(県民局)) ……九
 - 右……………(同) ……九
 - 右……………(同) ……九
- ### 正 誤
- 平成二十九年三月三十一日号外第三十号訓令中……………(人事課) ……一〇
 - 平成二十九年三月二十九日定例目次……………(総務学事課) ……一〇
 - 平成二十九年四月十日定例公告中……………(構造政策課) ……一〇

告 示

青森県告示第三百二十九号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第四十一条の規定により次のとおり平成二十九年年度狩猟免許試験を施行するので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則(平成十四年環境省令第二十八号)第五十一条第二項の規定により公示する。

平成二十九年四月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 試験の期日及び場所

試験の期日	試験の場所	備考
平成二十九年六月二十五日	青森市大字荒川字藤戸一―九の七 青森県総合社会教育センター第一研修室ほか	
平成二十九年八月二十七日	十和田市西十二番町二〇の一―二 県十和田合同庁舎A会議室ほか	
平成二十九年十月十五日	青森市大字荒川字藤戸一―九の七 青森県総合社会教育センター第五研修室ほか	

二 試験科目、試験課題、試験時間等

試験の種別	試験の科目及び課題	試験時間	受付時間
網猟免許 網猟免許 わな猟免許 許第一種銃 猟免許 第二種銃 網猟免許	視力 聴力 運動能力	午前九時 四十分 から 午前十時 三十分 まで	午前九時 十分 から 午前九時 三十分 まで
知識試験	鳥獣の保護及び管理並びに狩	午前十時	

技能試験	わな猟免許 第一種銃 第二種銃 猟免許	1 銃器以外の猟具を見て当該猟具の使用の是非を判別すること。 2 むそう網、くくりわな及びはこわなのうち一つを架設すること。 3 鳥獣の図画を見てその鳥獣の判別を瞬時に行うこと。	1 銃器以外の猟具を見て当該猟具の使用の是非を判別すること。 2 むそう網、くくりわな及びはこわなのうち一つを架設すること。 3 鳥獣の図画を見てその鳥獣の判別を瞬時に行うこと。	1 銃器以外の猟具を見て当該猟具の使用の是非を判別すること。 2 むそう網、くくりわな及びはこわなのうち一つを架設すること。 3 鳥獣の図画を見てその鳥獣の判別を瞬時に行うこと。
網猟免許 わな猟免許	第一種銃 猟免許	1 模造銃（空気銃以外の銃器を模した物をいう。2から4までにおいて同じ。）について点検、分解及び結合の操作を行うこと。 2 模造銃に模造弾を装填し、射撃姿勢をとった後模造弾の脱包を行うこと。 3 二人以上で行動する場合における銃器の保持及び携行並びにその受渡しを模造銃を用いて行うこと。 4 休憩の際に必要な銃器の操作を模造銃を用いて行うこと。 5 空気銃を模した物について圧縮操作をし、弾丸を用いないで装填の操作を行った後射撃姿勢をとること。 6 距離の目測を行うこと。 7 鳥獣の図画を見てその鳥獣の判別を瞬時に行うこと。	1 模造銃（空気銃以外の銃器を模した物をいう。2から4までにおいて同じ。）について点検、分解及び結合の操作を行うこと。 2 模造銃に模造弾を装填し、射撃姿勢をとった後模造弾の脱包を行うこと。 3 二人以上で行動する場合における銃器の保持及び携行並びにその受渡しを模造銃を用いて行うこと。 4 休憩の際に必要な銃器の操作を模造銃を用いて行うこと。 5 空気銃を模した物について圧縮操作をし、弾丸を用いないで装填の操作を行った後射撃姿勢をとること。 6 距離の目測を行うこと。 7 鳥獣の図画を見てその鳥獣の判別を瞬時に行うこと。	1 模造銃（空気銃以外の銃器を模した物をいう。2から4までにおいて同じ。）について点検、分解及び結合の操作を行うこと。 2 模造銃に模造弾を装填し、射撃姿勢をとった後模造弾の脱包を行うこと。 3 二人以上で行動する場合における銃器の保持及び携行並びにその受渡しを模造銃を用いて行うこと。 4 休憩の際に必要な銃器の操作を模造銃を用いて行うこと。 5 空気銃を模した物について圧縮操作をし、弾丸を用いないで装填の操作を行った後射撃姿勢をとること。 6 距離の目測を行うこと。 7 鳥獣の図画を見てその鳥獣の判別を瞬時に行うこと。
第二種銃 猟免許		1 空気銃を模した物について圧縮操作をし、弾丸を用いないで装填の操作を行った後射撃姿勢をとること。 2 距離の目測を行うこと。 3 鳥獣の図画を見てその鳥獣の判別を瞬時に行うこと。	1 空気銃を模した物について圧縮操作をし、弾丸を用いないで装填の操作を行った後射撃姿勢をとること。 2 距離の目測を行うこと。 3 鳥獣の図画を見てその鳥獣の判別を瞬時に行うこと。	1 空気銃を模した物について圧縮操作をし、弾丸を用いないで装填の操作を行った後射撃姿勢をとること。 2 距離の目測を行うこと。 3 鳥獣の図画を見てその鳥獣の判別を瞬時に行うこと。

三 受験できない者

1 県外に住所を有する者

2 網猟免許及びわな猟免許にあっては試験当日満十八歳に満たない者、第一種銃猟免許、第二種銃猟免許にあっては試験当日満二十歳に満たない者

四 受験の申請手続等

3 統合失調症、そう鬱病、てんかんその他自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病気にかかっている者

4 麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者

5 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力がなく、又は著しく低い者

6 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律又は同法に基づく命令の規定に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から三年を経過しない者

7 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律又は同法に基づく命令の規定に違反して、狩猟免許を取り消され、その取消しの日から三年を経過しない者

狩猟免許試験を受けようとする者は、平成二十九年六月二十五日に受験するものにあつては、同年五月十五日から同年六月十五日までに、同年八月二十七日に受験するものにあつては、同年七月十八日から同年八月十七日までに、同年十月十五日に受験するものにあつては、同年九月五日から同年十月五日までに、狩猟免許申請書（各地域県民局地域農林水産部において交付する。）に必要な事項を記載し、次に掲げる書類を添付して申請者の住所を所管する地域県民局地域農林水産部に提出すること。

1 狩猟免許申請手数料として次に掲げる金額に相当する額の青森県収入証紙

(一) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第四十九条第一号該当者（異種免許を受けようとする者） 三千九百円

(二) その他の者（初心者） 五千二百円

2 写真（申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真） 一枚

3 返信用封筒（申請者の住所及び氏名を記載し、郵便切手（八十二円）を貼付したもの） 一通

4 申請者が第一種銃猟免許又は第二種銃猟免許に係る銃器の所持の許可を現に受けている場合は、当該許可に係る許可証の写し 一通

5 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第四条第一項第一号の規定による許可を現に受けていない場合にあつては、その者が鳥獣の保護及び管理

並びに狩猟の適正化に関する法律第四十条第二号から第四号までに該当しない旨の医師の診断書
一通

五 その他

詳細については、最寄りの地域県民局地域農林水産部又は青森県環境生活部自然保護課（電話〇一七―七三四―九二五七番）に問い合わせること。

青森県告示第三百四十号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第五十一条第二項本文及び第四項の規定により次のとおり平成二十九年度における適性試験及び講習を実施するので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成十四年環境省令第二十八号）第五十九条第二項において読み替えて準用する同令第五十一条第二項の規定により公示する。

平成二十九年四月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 適性試験及び講習の期日、場所等

所管課名又は所管地域県民局名	期 日	場 所	備 考
自然保護課	平成二十九年九月三日	青森市大字荒川字藤戸一―一九の七 青森県総合社会教育センター	
東青地域県民局	平成二十九年七月十九日	青森市大字荒川字藤戸一―一九の七 青森県総合社会教育センター	
中南地域県民局	平成二十九年七月二十一日	弘前市立中央公民館岩木館	
三八地域県民局	平成二十九年七月十四日	八戸市大字尻内町字鴨田七 県八戸合同庁舎	
西北地域県民局	平成二十九年七月二十五日	五所川原市字栄町一〇 県五所川原合同庁舎	
上北地域県民局	平成二十九年七月十二日	十和田市西十二番町二〇の二二 県十和田合同庁舎	
下北地域県民局	平成二十九年七月十九日	むつ市中央一丁目一の八 県むつ合同庁舎	

二 適性試験及び講習の科目、時間等

区 分	科 目	時 間	受付時間
適性試験	3 2 1 視聴 運動能力	午前九時三十分から 午前十一時まで	午前九時から 午前九時二十分まで
講 習	1 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に 2 鳥獣の判別 3 猟具の取扱い 4 鳥獣の保護及び管理に関する知識	午前十一時から午後三時まで（ただし、正午から午後一時までは休憩）	

三 適性試験及び講習の対象者

平成二十九年四月十六日から平成三十年四月十五日までに狩猟免許の有効期間が満了する者であつて、現に県内に住所を有し、これらの狩猟免許を有する者とする（認定鳥獣捕獲等事業に従事する者であつて、狩猟について必要な適性を有することが確認された者は適性試験を免除する。）。ただし、次に掲げる者を除く。

- 1 統合失調症、そう鬱病、てんかんその他自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従つて行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病気にかかっている者
- 2 麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
- 3 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従つて行動する能力がなく、又は著しく低い者

四 免許更新申請書の提出期限及び提出先

適性試験及び講習の実施日の十四日前までに、狩猟免許有効期間更新申請書（各地域県民局地域農林水産部において交付する。）に必要な事項を記載し、次に掲げる書類を添付して申請者の住所を所管する地域県民局地域農林水産部に提出すること。

- 1 狩猟免許更新申請手数料として次に掲げる金額に相当する額の青森県収入証紙
二千九百円
- 2 写真（申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景の縦の長さ

- 三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真) 一枚
- 3 申請者が第一種銃猟免許又は第二種銃猟免許に係る銃器の所持の許可を現に受けている場合は、当該許可に係る許可証の写し 一通
- 4 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)第四条第一項第一号の規定による許可を現に受けていない場合にあつては、その者が鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第四十条第二号から第四号までに該当しない旨の医師の診断書 一通
- 5 更新しようとする狩猟免許
- 6 認定鳥獣捕獲事業に従事する者にあつては、認定鳥獣捕獲等事業者が作成した次に掲げる事項を記載した書面

- (一) 狩猟免許有効期間更新を申請する事業従事者の氏名
- (二) 狩猟免許有効期間更新を申請する者が狩猟について必要な適性を有することを確認した日
- (三) 狩猟免許有効期間更新を申請する者が狩猟について必要な適性を有することを確認した方法及びその結果

五 その他

詳細については、最寄りの地域県民局地域農林水産部又は青森県環境生活部自然保護課(電話〇一七―七三四―九二五七番)に問い合わせること。

青森県告示第三百四十一号

青森県海面漁業調整規則(昭和四十三年二月青森県規則第十一号)第五十三条第三項において準用する同規則第五十一条第三項の規定により聴聞の期日における審理を公開するので、行政手続法及び青森県行政手続条例に基づき知事が行う聴聞の手続に関する規則(平成六年九月青森県規則第五十一号)第八条第一項の規定により次のとおり公示する。

平成二十九年四月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 当事者並びに聴聞の期日及び場所

当 事 者	聴聞の期日及び場所
-------	-----------

氏名又は名称及び法人 にあつては、その代表 者の氏名	住 所	期 日	場 所
阿 部 徹 夫	八戸市大字白銀町字 三島下二四の三九	平成二十九 年四月二十 六日午前九 時	青森市長島一丁目 の一 の青森県庁北棟四階 農林水産部A会議 室

二 予定される不利益処分内容及び根拠となる法令の条項

青森県海面漁業調整規則第五十三条第一項の規定による無許可の船舶に対するてい泊命令

三 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地

- 1 名称 青森県農林水産部水産局水産振興課
(担当 漁業管理グループ 電話〇一七―七三四―九五九三)
- 2 所在地 青森市長島一丁目の一

青森県告示第三百四十二号

青森県海面漁業調整規則(昭和四十三年二月青森県規則第十一号)第五十三条第三項において準用する同規則第五十一条第三項の規定により聴聞の期日における審理を公開するので、行政手続法及び青森県行政手続条例に基づき知事が行う聴聞の手続に関する規則(平成六年九月青森県規則第五十一号)第八条第一項の規定により次のとおり公示する。

平成二十九年四月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 当事者並びに聴聞の期日及び場所

当 事 者	住 所	期 日	場 所
氏名又は名称及び法人 にあつては、その代表 者の氏名	西 村 松 藏	平成二十九 年四月二十 六日午前十	青森市長島一丁目 の一 の青森県庁北棟四階

時 農林水産部A会議
室

二 予定される不利益処分内容及び根拠となる法令の条項
青森県海面漁業調整規則第五十三条第一項の規定による無許可の船舶に対するてい泊命令

三 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地

1 名称 青森県農林水産部水産局水産振興課

(担当 漁業管理グループ 電話〇一七―七三四―九五九三)

2 所在地 青森市長島一丁目の一

青森県告示第三百四十三号

青森県海面漁業調整規則(昭和四十三年二月青森県規則第十一号)第五十三条第三項において準用する同規則第五十一条第三項の規定により聴聞の期日における審理を公開するので、行政手続法及び青森県行政手続条例に基づき知事が行う聴聞の手続に関する規則(平成六年九月青森県規則第五十一号)第八条第一項の規定により次のとおり公示する。

平成二十九年四月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 当事者並びに聴聞の期日及び場所

当 事 者	氏名又は名称及び法人 にあつては、その代表 者の氏名	住 所	期 日	場 所
中 村 勝 治	八戸市大字金浜字下 山二九の二四	平成二十九 年四月二十 六日午前十 一時	青森市長島一丁目 の一の一 農林水産部A会議 室	

二 予定される不利益処分内容及び根拠となる法令の条項

青森県海面漁業調整規則第五十三条第一項の規定による無許可の船舶に対するてい泊命令

い泊命令

三 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地

1 名称 青森県農林水産部水産局水産振興課

(担当 漁業管理グループ 電話〇一七―七三四―九五九三)

2 所在地 青森市長島一丁目の一

青森県告示第三百四十四号

青森県海面漁業調整規則(昭和四十三年二月青森県規則第十一号)第五十三条第三項において準用する同規則第五十一条第三項の規定により聴聞の期日における審理を公開するので、行政手続法及び青森県行政手続条例に基づき知事が行う聴聞の手続に関する規則(平成六年九月青森県規則第五十一号)第八条第一項の規定により次のとおり公示する。

平成二十九年四月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 当事者並びに聴聞の期日及び場所

当 事 者	氏名又は名称及び法人 にあつては、その代表 者の氏名	住 所	期 日	場 所
横 澤 光 幸	八戸市長苗代三丁目 一一の八	平成二十九 年四月二十 六日正午	青森市長島一丁目 の一の一 農林水産部A会議 室	

二 予定される不利益処分内容及び根拠となる法令の条項

青森県海面漁業調整規則第五十三条第一項の規定による無許可の船舶に対するてい泊命令

三 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地

1 名称 青森県農林水産部水産局水産振興課

(担当 漁業管理グループ 電話〇一七―七三四―九五九三)

2 所在地 青森市長島一丁目の一

青森県告示第百四十五号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条の二第二項の規定による次の発起人の次の加入区に係る届出について審査した結果、同法第百十二条第一項の規定による同意があったと認めためたので、同法第百十二条の二第三項の規定により公示する。

平成二十九年四月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

北津軽郡中泊町大字小泊字大山長根一一五の一 久保田 一	小泊	加入区の名称
北津軽郡中泊町大字小泊字砂山八九八 久保田慶一		
北津軽郡中泊町大字小泊字小泊一七 佐藤 輝男		
北津軽郡中泊町大字小泊字下前一三五 工藤 益雄	下前	
北津軽郡中泊町大字小泊字下前一二九 磯野 忠則		
北津軽郡中泊町大字小泊字下前三四の五 柏崎 智好		
西津軽郡鰺ヶ沢町大字本町三八 富田 重基	鰺ヶ沢	
西津軽郡鰺ヶ沢町大字浜町七九の三三 八熊 博志		
西津軽郡鰺ヶ沢町大字浜町七九の一 三ツ谷孝幸		
西津軽郡深浦町大字風合瀬字下砂子川二三四の三 坂崎 清美	風合瀬	
西津軽郡深浦町大字風合瀬字中砂子川一九〇の四 山本 豊		
西津軽郡深浦町大字風合瀬字中砂子川一八九の四 山本 忠則		

青森県告示第百四十六号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条の二第二項の規定による次の発起人の次の加入区に係る届出について審査した結果、同法第百十二条第一項の規定による同意があったと認めためたので、同法第百十二条の二第三項の規定により公示する。

平成二十九年四月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

下北郡東通村大字野牛字古野牛川一五 三國 優	野牛	加入区の名称
下北郡東通村大字野牛字釜ノ平五の七 圓子 紀之		
下北郡東通村大字野牛字釜ノ平三五の八 住吉 均		
下北郡風間浦村大字易国間字易国間四二 越膳 稔徳	易国間	
下北郡風間浦村大字易国間字新町三八の五 金田一善唯		
下北郡風間浦村大字易国間字桑畑二 坪田 久雄		
上北郡横浜町字大豆田一一の一 二木 春美	横浜	
上北郡横浜町字下川原四の八 天間 幸人		
上北郡横浜町字夷ヶ沢平九の七 森川 末勝		

公

告

大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十九年四月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）八重田ショッピングセンター
青森市造道三丁目二五の一
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
ナカノエンタープライズ株式会社
青森市浪館前田一丁目二三の三四
代表取締役 中野陽介
- 三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
1 青森県民生活協同組合
青森市浜館三丁目七の七
理事長 平野了三
- 2 株式会社ワッツ東日本販売
東京都北区赤羽二丁目五一の一
代表取締役 勝田信弘
- 3 株式会社グリーンライフ総合企画
青森市大字三内字沢部二四二の二三
代表取締役 工藤順一
- 4 株式会社丸大サクラキ薬局
青森市大字三内字玉作二の七二
代表取締役 櫻井清
- 四 大規模小売店舗の新設をする日
平成二十九年十一月二十五日
- 五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
二、三九六平方メートル

六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- 1 駐車場の位置及び収容台数
八九台（位置は、届出書添付図面のとおり）
- 2 駐輪場の位置及び収容台数
四八台（位置は、届出書添付図面のとおり）
- 3 荷さばき施設の位置及び面積
一・二〇平方メートル（位置は、届出書添付図面のとおり）
- 4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
七・六立方メートル（位置は、届出書添付図面のとおり）
- 七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前七時 閉店時刻 午後十一時
2 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前六時三十分から午後十一時三十分まで
3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
三か所（位置は、届出書添付図面のとおり）
4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前六時から午後九時まで
- 八 届出年月日
平成二十九年三月二十四日
- 九 届出書及び添付書類の縦覧
1 場所
青森県商工労働部商工政策課及び青森市役所
2 期間
平成二十九年四月十九日から同年八月十九日まで
3 時間
午前八時三十分から午後五時十五分まで
ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。
- 十 意見書の提出
この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

- 1 提出期限
平成二十九年八月十九日
 - 2 提出先
青森県商工労働部商工政策課
 - 3 記載事項
 (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
 (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
 (三) 意見及びその理由
 - 4 言語
意見書は、日本語により記載すること。
- 大規模小売店舗の変更の届出
- 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）附則第五条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。
- 平成二十九年四月十九日
- 青森県知事 三 村 申 吾
- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
ニトリ八戸店
八戸市沼館一丁目一五の一・二外
 - 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社ニトリ
北海道札幌市北区新琴似七条一丁目二の三九
代表取締役 白井俊之
 - 三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社ニトリ
北海道札幌市北区新琴似七条一丁目二の三九
代表取締役 白井俊之
- 四 変更しようとする事項

区 分	大規模小売店舗内の店舗面積の合計	大規模小売店舗の設置に關する事項				大規模小売店舗の施設に關する事項				変更前	変更後	変更年月日			
		大規模小売店舗の営業時間	大規模小売店舗の営業時間	大規模小売店舗の営業時間	大規模小売店舗の営業時間	大規模小売店舗の営業時間	大規模小売店舗の営業時間	大規模小売店舗の営業時間	大規模小売店舗の営業時間						
五	五、四七二平方メートル	八台 (位置は、届出書添付図面のとおりに)	八台 (位置は、届出書添付図面のとおりに)	四八平方メートル (位置は、届出書添付図面のとおりに)	一九・四立方メートル (位置は、届出書添付図面のとおりに)	閉店時刻 午後八時	閉店時刻 午後八時	閉店時刻 午後八時	閉店時刻 午後八時	客が利用する時間 午前九時三十分から午後八時三十分まで	客が利用する時間 午前九時三十分から午後八時三十分まで	客が利用する時間 午前九時三十分から午後八時三十分まで	客が利用する時間 午前九時三十分から午後八時三十分まで	平成 二九・二・二五	年月日
六	六、八〇七平方メートル	一五六台 (位置は、届出書添付図面のとおりに)	二二台 (位置は、届出書添付図面のとおりに)	位置変更のみ、面積は変更なし (位置は、届出書添付図面のとおりに)	二一・〇立方メートル (位置は、届出書添付図面のとおりに)	閉店時刻 午後九時	閉店時刻 午後九時	閉店時刻 午後九時	閉店時刻 午後九時	客が利用する時間 午前八時三十分から午後九時三十分まで	客が利用する時間 午前八時三十分から午後九時三十分まで	客が利用する時間 午前八時三十分から午後九時三十分まで	客が利用する時間 午前八時三十分から午後九時三十分まで		

五 届出年月日
平成二十九年三月二十四日

六 届出書の縦覧
1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び八戸市庁

2 期間

平成二十九年四月十九日から同年八月十九日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、八戸市庁にあつては、その執務時間内とする。

七 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十九年八月十九日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十九年四月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社レクシム

二 代表者の氏名 阿保信行

三 主たる営業所の所在地 弘前市大字本町三三の二二

四 許可番号 青森県知事許可(般―二四)第二九九〇号

五 取消年月日 平成二十九年三月二十一日

六 取消しに係る建設業の許可

土木工事業、塗装工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十九年三月二十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十九年四月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社レクシム

二 代表者の氏名 阿保信行

三 主たる営業所の所在地 弘前市大字本町三三の二二

四 許可番号 青森県知事許可(特―二四)第二九九〇号

五 取消年月日 平成二十九年三月二十一日

六 取消しに係る建設業の許可

管工事業に係る特定建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十九年三月二十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十九年四月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社大平建設
- 二 代表者の氏名 大平則幸
- 三 主たる営業所の所在地 黒石市花園町三七の一
- 四 許可番号 青森県知事許可(般―二四)第一三二三九号
- 五 取消年月日 平成二十九年三月二十三日

六 取消しに係る建設業の許可
土木工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十九年一月三十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

正 誤

人 事 課

発行年月日 平成元・三三 号外第三〇号	区分 訓令甲	番号 第九号	ページ 一五	段 上	行 後ろか ら三	誤	正	改正規定(同項の第十九号を同項の第二十号とする部分、同項の第十八号を同項の第十九号とする部分、同項の第十七号を同項の第十八号とする部分、
---------------------------	-----------	-----------	-----------	--------	----------------	---	---	--

総 務 学 事 課

発行年月日 平成元・三三 号外第三〇号	区分 目次	ページ 一	段 上	行 後ろか ら一	誤 初心運転講習	正 初心運転者講習
---------------------------	----------	----------	--------	----------------	-------------	--------------

構 造 政 策 課

発行年月日 平成元・四一〇 第四二八五号	区分 公告	ページ 六	段 下	行 後ろか ら五	誤 平成二十四年四月	正 平成二十二年四月
----------------------------	----------	----------	--------	----------------	---------------	---------------

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一号
青 森 県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭